

資料2（当日）

○和光市市民参加条例（住民投票部分の抜粋）

（住民投票の請求）

第14条 議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、市民に直接その賛否等を問う必要のある市政運営上特に重要な事項（第6条第2項各号に掲げるものを除きます。）について、その1000人以上の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票を行うことの請求（以下「住民投票請求」といいます。）をすることができます。

～第2項を省略～

3 市長は、住民投票請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければなりません。

～第4項を省略～

5 第3項の規定にかかわらず、市長は、議会の議員及び市長の選挙権を有する者の総数の6分の1以上の連署による住民投票請求を受理したときは、議会への付議を省略し、住民投票を実施しなければなりません。

第6条 市民参加の対象となる事項（以下「対象事項」といいます。）は、次のとおりとします。

(1)～(4)を省略

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができます。

(1) 軽易なもの

(2) 緊急に行わなければならないもの

(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの

(4) 市の機関内部の事務処理に関するもの

(5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

(6) 市の権限に属さない事項